

令和8年5月公表分（企業局）（業務委託）

※ 表頭「地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号」について、企業局の場合は「地方公営企業法施行令第21条の13第1項中の該当号」と読み替えてください。

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
1	企業局 総務企画課	久賀発電所施設等管理委託	令和8年4月1日	久賀ダム等管理協議会 美作市栄町38-2	5,814,627	当該業務は、ダム運用計画の連絡、発電取水量の決定並びに調整、異常時の連絡など、施設の用及び保全に必要な措置の一部を行う業務である。当該団体は、発電所に隣接するダム施設の管理業務を行っており、当該業務を委託することにより、ダム管理との一体的な運用を図ることができるほか、地元の事情に精通していることから、平時だけでなく河川増水時などの緊急時における迅速な対応も可能であり、確実有利な履行が期待できる。以上のことから、発電所施設の安全及び緊急時の運転管理に万全を期するには、当該団体に管理委託する必要があるため。	第2号	
2	企業局 総務企画課	越畑発電所周辺施設等管理委託	令和8年4月1日	鏡野町 苫田郡鏡野町竹田660	3,924,816	当該業務は、ダム運用計画の連絡、発電取水量の決定並びに調整、異常時の連絡及び発電所施設の清掃など、施設の運用及び保全に必要な措置の一部を行う業務である。当該団体は、発電所に隣接するダム施設の管理業務を行っており、当該業務を委託することにより、ダム管理との一体的な運用を図ることができるほか、地元の事情に精通していることから、平時だけでなく河川増水時などの緊急時における迅速な対応も可能であり、確実有利な履行が期待できる。以上のことから、発電所施設の安全及び緊急時の運転管理に万全を期するには、当該団体に管理委託する必要があるため。	第2号	
3	企業局 総務企画課	久賀発電所施設等監視及び清掃委託	令和8年4月1日	美作市 美作市栄町38-2	2,069,613	当該業務は発電所周辺施設の監視、清掃等の施設の保全に必要な措置の一部を行う業務であり、平時だけでなく河川増水時などの緊急時における迅速な対応も求められる。当該団体は発電所施設が所在する地方公共団体であり、現場の状況を熟知していることから、地域の実情に即した適切かつ確実な履行が期待できるため。	第2号	
4	企業局工業用水道事務所施設管理課	笠岡中央監視制御設備保守点検委託	令和8年4月1日	メタウォーター(株)岡山営業所 岡山市北区北長瀬表町3-1-12	8,030,000	本委託は、当該設備の機器及びソフトウェアについて、製造者のみが有する専門的な技術及び知識が必要であり、当該設備の製造業者でなければ履行できないため。	第2号	
5	企業局工業用水道事務所総務課	施設警備業務委託	令和8年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	4,487,604	対象施設には、当該業者が警備装置を設置し業務を行っているが、競争入札に付し業者変更となる際には、複数施設において広範にわたる警備措置の取替が必要となり、警備の空白期間が生じることから施設管理及び危機管理上の問題が発生するため。	第2号	